

宮城県地域包括ケア推進協議会専門委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 「地域包括ケア体制構築に向けたアクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を構成する「プロジェクト事業」の企画・推進等を行うため、宮城県地域包括ケア推進協議会規約第9条に基づき、宮城県地域包括ケア推進協議会専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アクションプランを構成する「プロジェクト事業」の企画・推進等に関すること
- (2) その他本県における地域包括ケア体制の構築に向けた必要な事項

(構成)

第3条 専門委員会は、分野ごとに設置し、それぞれに委員長を置く。また、その構成員は別表のとおりとする。

- 2 委員長は、専門委員会を代表し会務を総括する。
- 3 専門委員会には、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 専門委員会の事務を処理するため、事務局を宮城県保健福祉部長寿社会政策課内に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項については、事務局において別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

別表

専門委員会名	構成員
医療介護・多職種連携	一般社団法人 仙台市医師会 仙台市地域包括支援センター連絡協議会 一般社団法人 仙台市薬剤師会 学校法人梅檀学園 東北福祉大学 公益社団法人 宮城県医師会 宮城県医療ソーシャルワーカー協会 一般社団法人 宮城県介護福祉士会 公益社団法人 宮城県看護協会 特定非営利活動法人 宮城県ケアマネジャー協会 宮城県言語聴覚士会 一般社団法人 宮城県作業療法士会 一般社団法人 宮城県歯科医師会 宮城県市長会 一般社団法人 宮城県社会福祉士会 公益社団法人 宮城県柔道整復師会 宮城県地域包括・在宅介護支援センター協議会 宮城県町村会 宮城県病院協会 宮城県訪問看護ステーション連絡協議会 一般社団法人 宮城県薬剤師会 一般社団法人 宮城県理学療法士会 宮城県老人保健施設連絡協議会 宮城県
高齢者健康維持	仙台市地域包括支援センター連絡協議会 国立大学法人 東北大学 特定非営利活動法人 日本健康運動指導士会 宮城県支部 公益社団法人 宮城県医師会 公益社団法人 宮城県栄養士会 宮城県言語聴覚士会 一般社団法人 宮城県作業療法士会 一般社団法人 宮城県歯科医師会 一般社団法人 宮城県歯科衛生士会 宮城県市長会

	<p>宮城県地域包括・在宅介護支援センター協議会 宮城県町村会 一般社団法人 宮城県理学療法士会 宮城県臨床心理士会 公立大学法人 宮城大学 宮城県</p>
<p>コミュニティ・生活支援</p>	<p>特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター 仙台市地域包括支援センター連絡協議会 仙台市民生委員児童委員協議会 仙台弁護士会 特定非営利活動法人 せんだい・みやぎ NPO センター 一般社団法人 パーソナルサポートセンター 宮城県市長会 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 一般社団法人 宮城県社会福祉士会 宮城県商工会議所連合会 宮城県商工会連合会 公益社団法人 宮城県シルバー人材センター連合会 宮城県生活協同組合連合会 宮城県町村会 宮城県民生委員児童委員協議会 公益財団法人 宮城県老人クラブ連合会 宮城県</p>
<p>在宅ケア基盤構築</p>	<p>一般社団法人 仙台市医師会 仙台市老人福祉施設協議会 公益社団法人 認知症の人と家族の会宮城県支部 公益社団法人 宮城県医師会 特定非営利活動法人 宮城県ケアマネジャー協会 宮城県市長会 公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会 宮城県町村会 特定非営利活動法人 宮城県認知症グループホーム協議会 宮城県訪問看護ステーション連絡協議会 宮城県老人福祉施設協議会 みやぎ小規模多機能型居宅介護連絡会 宮城県</p>

介護人材確保	公益財団法人 介護労働安定センター宮城支部 仙台市老人福祉施設協議会 学校法人梅檀学園 東北福祉大学 一般社団法人 宮城県介護福祉士会 宮城県介護福祉士養成施設協会 公益社団法人 宮城県看護協会 宮城県市長会 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 一般社団法人 宮城県社会福祉士会 宮城県生活協同組合連合会 宮城県町村会 特定非営利活動法人 宮城県認知症グループホーム協議会 宮城県老人福祉施設協議会 宮城県老人保健施設連絡協議会 みやぎ小規模多機能型居宅介護連絡会 宮城県
--------	---